第五章　雑則

（磁気ディスクによる手続）

第八十一条　次の各号に掲げる計画書、通知書、届出書若しくは申請書又はその添付図書のうち所管行政庁が認める書類については、当該書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであって、所管行政庁が定めるものによることができる。

一　別記様式第一又は別記様式第二による計画書

二　別記様式第十一又は別記様式第十二による通知書

三　別記様式第二十二又は別記様式第二十三による届出書

四　別記様式第二十四又は別記様式第二十五による通知書

五　別記様式第三十三による申請書

六　別記様式第三十五による申請書

七　別記様式第三十七による申請書

2　次の各号に掲げる計画書若しくは通知書又はその添付図書のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が認める書類については、当該書類に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクの提出のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものによることができる。ただし、法第十五条第三項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを所管行政庁に提出する場合にあっては、前項の規定により所管行政庁が認める書類に限り、当該書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであって、所管行政庁が定めるものによることができる。

一　別記様式第一又は別記様式第二による計画書

二　別記様式第十一又は別記様式第十二による通知書

（権限の委任）

第八十二条　法第六章第一節に規定する国土交通大臣の権限のうち、その判定の業務を一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関に関するものは、当該地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十八条第三項、法第五十一条、法第五十二条、法第五十三条第一項及び法第五十五条に規定する権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附　則

第一条　［略］

［項を削る。］

（特定増改築に関する届出）

第二条　第十二条の規定は、法附則第三条第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第十二条第一項中「建築物」とあるのは、「特定建築物」と読み替えるものとする。

2　法附則第三条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後の特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更とする。

［章を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

附　則

（施行期日）

1　［同上］

（国土交通省組織規則の一部改正）

2　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第六項に次の一号を加える。

三　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

［条を加える。］